

介護保険制度を持続可能なものにするための介護サービスの適正化・効率化

一体改革に盛り込まれたサービスの充実と重点化・効率化

【地域包括ケアシステムの構築】

- ・在宅介護の充実（病院・施設→在宅へ）
- ・ケアマネジメントの機能強化（サービス利用の適正化・効率化）
- ・施設のユニット化（より在宅に近い環境で）

【介護予防・重度化予防】

- ・介護施設の重点化（軽度者は在宅へ）

※2015年度における公費所要額
充実策 0.5兆円
重点化・効率化 ▲0.2兆円] 同時実施

これらにより、施設（医療機関）から在宅へシフトさせるとともに、要介護認定者数の減少・要介護度の改善を図る

過去の事業仕分けの指摘

【提言型政策仕分け】（H23.11）

- ・軽度者に対する生活支援については、自立を促す観点で保険給付の在り方を見直すべき。その際、重度化を予防する他の有効な手段の拡充についても検討する
- ・介護サービスについては、基本的には、施設から在宅介護中心に移行するべき

介護保険サービスを持続可能なものにするために

今回のレビュー対象事業は、介護サービス適正化・効率化のための重要なツール

- ①ユニットケア指導者養成研修事業
→ 施設のユニット化にはノウハウとマンパワーの確保が必須
- ②地域包括ケア推進指導者養成事業
→ 地域包括支援センターのリーダーの育成
- ③介護相談員指導者養成研修事業
→ ・悪質サービスへの牽制
・事後チェック、利用者保護
- ④介護支援専門員研修改善事業
→ ガイドラインの策定等でサービス利用の適正化・効率化を実現
- ⑤認定調査員等研修事業
→ 介護保険制度の根幹である要介護認定の適正な実施

事業概要等

1 事業の目的

介護保険サービスの充実と重点化・効率化を図り、持続可能な制度とするため、特に専門的な知見や一定の質の確保が必要な事業における都道府県研修の指導者等の養成、要介護認定の適正な実施のための認定調査員、介護認定審査会委員、及び主治医等に対する研修の実施により、質及び効果の高い介護サービスの全国展開を促進し、もって介護保険制度の適正かつ効率的な実施を図ることを目的とする。

2 事業概要

ア 介護サービス指導者等養成研修等事業

① 【ユニットケア指導者養成研修事業】

ユニット型施設に配置されるユニットリーダーに対し、研修等を行う「ユニットケア指導者」を養成し、ユニットの特性を活かした適切なサービス提供の確保を図る。

② 【地域包括ケア推進指導者養成事業】

地域包括支援センター全体の統括や地域のネットワーク構築を担う中心となる職員を重点的に育成していく必要があることから、センター長等リーダー的な役割を担う経験豊富な職員を対象として、センター内の中心的な役割をもつ職員を育成し、地域包括ケアの実現を図る。

③ 【介護相談員指導者養成研修事業】

介護相談員が有する行政の指導監査を補完するオンブズマン的な役割を向上させるため、地域の介護相談員の指導者として、一定の知識を有し、研修講師としても活躍できる「介護相談員指導者」を養成し、地域の介護相談員の更なる資質の向上や、本事業の効果的な実施の促進を図る。

④ 【介護支援専門員研修改善事業】

各都道府県が実施する介護支援専門員を対象とした研修の実効性を確保するため、国において研修ガイドラインの策定・見直しを行うとともに、都道府県に普及する事業。

【介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業（指導者講習）】

国において、都道府県レベルで特別養護老人ホームの介護職員等に対してたんの吸引等に関する指導教育を行う医師・看護職員に対し、必要な講習を実施する。（平成24年度より社会・援護局で所管）

事業概要等

2 事業概要

イ 認定調査員等研修事業

都道府県又は指定都市が実施する認定調査員、介護認定審査会委員、及び主治医等に対する研修事業について、その費用の一部を補助する。

3 現状

(1) 予算の状況

	21年度	22年度	23年度	24年度
予算額(補正後) (百万円)	121	222	189	200
執行額 (百万円)	86	169	146	
執行率	71%	76%	77.6%	
総事業費(執行ベース)	172	257	232	

事業概要等

(2)実施状況等

ア 介護サービス指導者等養成研修等事業

① 【ユニットケア指導者養成研修事業】

平成22年度までの受講者数 108人	→	平成23年度までの受講者数 119人	平成28年度目標 250人
-----------------------	---	-----------------------	------------------

② 【地域包括ケア推進指導者養成事業】

平成22年度までの受講数 1,555人	→	平成23年度までの受講数 2,634人	平成24年度目標 4,224人
------------------------	---	------------------------	--------------------

(地域包括支援センター数 平成23年4月現在：4,224か所)

③ 【介護相談員指導者養成研修事業】

平成22年度までの受講者数 499人	→	平成23年度までの受講者数 703人	平成25年度目標 2,000人
-----------------------	---	-----------------------	--------------------

④ 【介護支援専門員研修改善事業】

介護支援専門員更新研修のガイドライン(案)を作成し、モデル事業として千葉県、福井県、大阪府において、指導者養成研修を実施(受講者数：116人)

【介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業(指導者講習)】

平成22年度においては、平成23年度より実施される当該事業の実効性を確保するため、効果的な研修方法を策定することを目的としたモデル事業を実施。

イ 認定調査員等研修事業

平成21年度受講者数 138,517人(※)	→	平成22年度受講者数 94,299人	→	平成23年度受講者数 集計中	→	平成24年度受講者見込数 自治体に確認中
---------------------------	---	-----------------------	---	-------------------	---	-------------------------

(※)平成21年度より要介護認定の方式を見直したため多くの方が受講

事業概要等

(3) 見直しの余地

ア 介護サービス指導者等養成研修等事業

①【ユニットケア指導者養成研修事業】

- ・近年の受講状況を見ると、年次目標に対する達成度が減少傾向にあるため、平成28年度目標達成（250人養成）へ向け検討する必要がある。

②【地域包括ケア推進指導者養成事業】

- ・全ての地域包括支援センターに対する研修が、平成24年度で終了予定であるが、地域包括ケアシステムを構築する有効な手段として、国として平成24年度より多職種協働による「地域ケア会議」を推進しているところであり、今後は「地域ケア会議」を推進するコーディネーターの育成が重要となってくる。

③【介護相談員指導者養成研修事業】

- ・近年の受講状況を見ると、年次目標に対する達成度が減少傾向にあるため、平成25年度目標達成（2,000人養成）へ向け検討する必要がある。

④【介護支援専門員研修改善事業】

- ・国において平成24年度にガイドラインを策定し、各都道府県において平成25年度から当該ガイドラインを活用した研修を行うこととしているが、現在、「介護支援専門員(ケアマネジャー)の資質向上と今後のあり方に関する検討会」において、介護支援専門員の養成・研修課程や資格の在り方について議論を進めており、当該検討会における議論の結果を踏まえた事業内容の見直しを検討する必要がある

イ 認定調査員等研修事業

- ・平成23年度予算において、過去の実績を踏まえた予算の削減を行った。

(対前年度▲27百万円、▲22.1%)

これにより、執行率は前年度に比べ改善され、事業の効率化が図られている。(執行率：72%→89%)

- ・自治体に対して、要介護認定が全国一律の基準に基づき客観的かつ公平・公正に実施されることの重要性について、引き続き周知徹底するとともに、本事業の着実な実施を依頼していくことが必要である。

事業概要等

(4)平成21年度 行政刷新会議「事業仕分け」について

ア 介護サービス指導者等養成研修事業

当該事業の前身である「介護サービス適正実施指導事業」は、国庫補助事業として都道府県等において各専門職の養成を行っていたものであるが、平成21年行政刷新会議において、「国庫補助廃止、地方移管」との結果を受けたものである。

これに対し、厚生労働省としては、当該事業の中には国が政策的に進めている事業、都道府県研修の指導者を養成するための研修事業もあることから、すべての事業を移管するのではなく、真に必要なもののみ財務当局と調整しながら要求することを今後の対応方針としたところ。

上記対応方針に基づき、あらたに事業化した研修事業とともに、国が実施するものとして「介護サービス指導者等養成研修等事業」を平成22年度に創設したところ。

①【ユニットケア指導者養成研修事業】

平成21年度までは、国庫補助事業として都道府県及び指定都市が実施主体となっていたものを、ユニットケア指導者の養成という重要性に鑑み、より質の高い研修を全国均一で行うことが必要であることから、国が直轄（委託）で実施するべきものとしたところである。

②【地域包括ケア推進指導者養成事業】及び ③【介護相談員指導者養成研修事業】

介護保険事業の見直しや新たな行政課題への対応、介護サービスの質の向上を図ることを目的として、特に専門的な知見や一定の質の確保が必要な事業に従事する職員に対し、指導・助言を行う指導者及び当該職員に対して研修を行うこともできる指導者等を養成するため、あらたに事業化したものである。

介護サービス指導者等養成・認定調査員研修等事業の効果について

事 項

事業実施による効果

ア 介護サービス指導者等養成研修等事業

- | | |
|-------------------|--|
| ① ユニットケア指導者養成研修事業 | ユニットリーダー研修受講者は近年、毎年3,000人を超えており、これらを指導・養成するユニットケア指導者の役割はきわめて重要であり、ユニットリーダーの質を確保するにあたっては、この研修事業の効果は大きいと考えられる。 |
| ② 地域包括ケア推進指導者養成事業 | <ul style="list-style-type: none">・地域包括ケアシステムを構築するためには、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスの連携やインフォーマルサービスとの連携など、様々な社会資源を活用しそれを有機的に調整・コーディネートする人的資源が必要不可欠となっている。・地域包括ケア推進指導者養成事業においては、平成22～24年度の3か年において、地域包括ケアを推進する中核的な機関である地域包括支援センターの長などに対し、地域の指導者として活躍するための研修を行う。 → この事業で養成された指導者を中心に、全国において各地域ごとの地域包括ケアの推進が図られる。
(地域包括支援センターは全国4,224か所) |
| ③ 介護相談員指導者養成研修事業 | 施設・事業所が介護相談員を受け入れたことにより、利用者側、施設・事業所側双方より、様々なプラス効果があったという意見が多く寄せられている。
これらの介護相談員を指導・養成する介護相談員指導者の役割はきわめて重要であり、介護相談員の質を確保するにあたっては、この研修事業の効果は大きいと考えられる。 |
| ④ 介護支援専門員研修改善事業 | <ul style="list-style-type: none">・国において平成24年度にガイドラインを策定し、各都道府県において平成25年度から当該ガイドラインを活用した研修を行うこととしている。・当該事業により、介護支援専門員の資質向上に資する研修が行われることにより、被保険者の自立支援に資するサービス提供が行われる。 |

イ 認定調査員等研修事業

- ・要介護認定が全国一律の基準に基づき客観的かつ公平・公正に実施されるため、要介護認定適正化に向けた取組の一環として実施しているところであり、要介護認定における地域間格差（バラツキ）は、縮小傾向にある。
(例：二次判定での軽・重度変更率の標準偏差の推移 H20：8.9% → H21：7.6% → H22：7.5%)